

上野原市告示第8号

上野原市都市計画マスタープラン等改定懇話会設置要綱を次のように定める。

令和8年1月27日

上野原市長 村上 信行

上野原市都市計画マスタープラン等改定懇話会設置要綱 (設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項の規定に基づく上野原市都市計画マスタープラン（以下「都市計画マスタープラン」という。）及び都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項の規定に基づく上野原市立地適正化計画（以下「立地適正化計画」という。）の改定に際し、広く市民等の意見を聴取するため、上野原市都市計画マスタープラン等改定懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について協議し、市長に意見を述べるものとする。

- (1) 都市計画マスタープランの改定に関すること。
- (2) 立地適正化計画の改定に関すること。
- (3) その他、都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の改定に関し懇話会が必要と認める事項

(組織)

第3条 懇話会は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係団体の代表者

- (3) 関係行政機関の職員
 - (4) 市民
 - (5) その他市長が必要と認める者
- (任期)

第4条 委員の任期は、都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の改定が完了するまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員及び会議に出席を求められた者は、正当な理由なく、懇話会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、建設課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(有効期限)

2 この告示は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。